

付録2 平成19年度に都道府県公害審査会等に係属した公害紛争事件一覧

凡 例

1 平成19年4月1日から20年3月31までの間に係属した事件86件を都道府県別に収録した。

2 事件の表示について

(1) 事件の表示は、各都道府県で付した事件番号によることとしたが、同一の形式で表示したので、都道府県で付した正式の事件名とは異なる場合がある。

(2) (調) は調停、(リ) は義務履行勧告申出の手続であることを示す。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
1	北海道 平成 19 年(調) 第1号事件	申請人及び近隣住民は、軌道及び通過する列車からの鉄粉飛散による大気汚染等により、駐車場に駐車している車に鉄粉が飛散し変色する被害、及び健康被害を受けている。よって、被申請人は、軌道通行列車による鉄粉の飛散防止対策を講ずること。	19. 4. 19			
2	秋田県 平成 19 年(調) 第1号事件	申請人は、保育園の保育活動で生じる音について、被申請人から苦情を受けたことから、遊戯室の窓を二重サッシにするとともに、保育活動を制限して音を軽減している。また、防音壁設置等の防音対策も提案してきたが受け入れられず、被申請人からの苦情対応に苦慮している。よって、被申請人は、子どもたちに対して窓越しに直接怒鳴ることや保育園への苦情電話をやめること。	19. 11. 29			
3	山形県 平成 19 年(調) 第1号事件	被申請人事業場、豚舎からの悪臭により申請人は長期間にわたり精神的苦痛を受けており、通常の生活を送ることができない。よって、被申請人は、①当該事業活動に伴う悪臭物質の排出について、申請人が不快感をもよおさない程度に現状の施設、設備を改善するなどの対策を早急に構すること、②①の対策を取らない場合には、1年間の猶予期間後事業所を移転すること。	19. 11. 30			
4	栃木県 平成 18 年(調) 第1号事件	被申請人が営むクリーニング工場から発生する騒音等により、イライラする、耳が痛くなる等の被害を受けている。よって、被申請人は、①騒音について、発生源に防音装置を設置すること、②振動について、品物の入れ方等を改善し振動を発生させないこと、③綿ほこりの飛散を防止すること。	18. 5. 1	19. 6. 4	調停成立	調停委員会は、現地調査及び7回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、騒音防止対策について、速やかに、ボイラ室内の給水ポンプを騒音低減対策用給水ポンプに入れ替えることにより対処する、②被申請人は、振動防止対策について、自動洗濯機に洗濯物を均等に投入するなどの対策により振動の発生防止に努める、③被申請人は、綿ほこり飛散防止対策について、乾燥機排気ダクトのフィルタの定期的な点検・清掃などにより飛散防止に努める、④以上により、申請人、被申請人との本件紛争は、円満に解決したものとする内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
5	栃木県 平成 19 年(調) 第1号事件	被申請人は、漬け物工場を営んでおり、そこから発生する騒音、悪臭等により、申請人らは感覚的・心理的被害を受けている。被申請人は、被申請人工場における漬け物類の製造、食品の加工に伴い発生する騒音、悪臭の低減措置、防臭措置を講ずること。	19. 5. 15	20. 3. 10	調停打ち切り	調停委員会は、現地調査、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
6	埼玉県 平成 18 年(調) 第2号事件	申請人らは、被申請人が発生させる鉄道騒音により睡眠妨害及び精神的苦痛を受けており通常生活を送ることができない。また、将来、増便により騒音、振動等の状況が悪化することは明白であり、この公害を将来に引き	18. 8. 8	19. 3. 27 19. 6. 24	一部調停申請取下げ 一部調停打ち切り	調停委員会は、現地調査及び7回の調停期日の開催等手続を進めた結果、(1)被申請人は、被申請人が発生する騒音により被害を受ける

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
	継がせることはできない。さらに、申請人の家族に健康被害や鉄道による振動が原因と思われる家屋の傾き及び亀裂が発生している。よって、被申請人は、①被申請人が発生させる鉄道騒音を昼間は 50 デシベル以下、夜間は 40 デシベル以下に低減させること、②減速運転及び防音設備等の設置により発生源の対策を講ずること。		19.8.24		調停成立	申請人らに、被害を防止又は軽減するための防音工事の費用を支払う、(2)(1)の防音工事の内容は、①から⑥とする、①防音工事の対象となる部屋は、日常生活で居住の中心となる部屋、又は、寝室とする（台所、玄関、風呂場、便所、物置は含まない。）、②対象部屋数は、家族一人につき一部屋とし4人家族以上の場合は4部屋までとする、又は、線路側に窓のある部屋数とする、③外壁に隙間のある場合は穴埋め及び補修する、④防音工事対象の部屋の開口部（窓）については普及型アルミサッシ、防音アルミサッシに取り替え、エアコン及び防音効果の得られる換気設備を設置する、⑤その他の部屋（対象部屋以外の部屋）が、開口部（窓）が木造建具の場合は、普及型アルミサッシに取り替える（台所、玄関、風呂場、便所、物置は含まない。）、⑥建物の出入り口が木造建具の場合はアルミドアに取り替える、(3)(1)の防音工事の処理は、①から⑤の手続で行う、①申出書に必要書類等を添付して提出、②申請人と被申請人間で障害防止防音工事契約書を締結、③防音工事完成後被申請人の立会い確認、④被申請人が工事に要した費用を申請人に支払う、⑤防音工事会社は申請人と被申請人が協議して決める、(4)(1)の防音工事の施工に伴う必要処理事項等の詳細は別途協議し、双方とも誠意をもって対応する、(5)申請人らはその余の請求を放棄する、(6)本件手続に要した費用は、各自の負担とすることを内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。なお、申請人総数 12 人のうち、都合により 2 人については申請を取り下げ、7 人については合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切った。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
7	埼玉県 平成 18 年(調) 第3号事件	申請人らは、被申請人らが発生させているアイドリングを主とする騒音及び操業に伴う振動により、睡眠妨害や精神的苦痛を受けており、通常の生活を送ることができないほどの影響を受けている。よって、被申請人らは、①騒音及び振動を軽減する対策を探ること、②アイドリングをしないようにすること、③操業時間を午前 8 時から午後 8 時までとすること、④①から③の措置を探らない場合は、本紛争に係る倉庫東側において全ての操業を停止すること。	18. 12. 13	19. 10. 12	調停成立	調停委員会は、現地調査、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、(1)被申請人らは、埼玉県生活環境保全条例を遵守して、アイドリングストップを実施するとともに、取引運送業者に対しては、取引開始時及び取引開始後に、少なくとも2回、書面で同実施を徹底させ、かつ、被申請人らの従業員に対し、適宜朝礼で同実施を指導し、入庫後または作業中の車両に対しては、その都度継続して指導することとし、①指導の様様については、作業マニュアル等の作成や口頭による指示などに努め、②アイドリングストップ実施を促す看板を少なくとも3枚を、作業者の見やすい場所・方法で設置する、(2)被申請人B株式会社が本件倉庫を使用している間、被申請人らは、本件倉庫の開門時間を早くとも午前 7 時 30 分以後とし、同時間以前には、車両を入庫させないものとしたうえ、適宜、開門時間を申請人らが要望する午前 8 時とするよう努力し、被申請人らは、取引運送業者に対し、取引開始時及び取引開始後少なくとも年 2 回、書面で、開門時間を周知徹底させ、開門時間を告知する看板 4 枚を見やすい場所・方法で設置する、(3)前項の間、被申請人らは、申請人宅に与える騒音振動被害を抑制するため、取引運送業者及び従業員に対し、作業場所・車両の入出庫、荷卸作業、車両のドア開閉及びバック音等、種々の場面での作業注意を、朝礼研修時に周知徹底させる、(4)第3項の間、被申請人らは、本件倉庫の申請人ら住宅に近い倉庫シャッターを 21 時に閉鎖するとともに、シャッター周辺の作業については、第3項遵守とともに、作業終了時間を遅くとも 23 時とし、なるべく早期に終了させる、(5)被申請人らは、各自責任者 1 人を置き、申請人らとの本件

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
						騒音振動にかかる問題の解決について、誠意を持って対応する、(6)被申請人B株式会社が本件倉庫の使用をやめ、他の使用者が決まった時は、被申請人A株式会社は、申請人らと改めて、騒音振動に係る問題について協議する、(7)被申請人B株式会社が本件倉庫の使用をやめた場合は、同被申請人は、本件調停条項から離脱することなどを内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
8	埼玉県 平成 19 年(調) 第1号事件	被申請人Aは、被申請人Bからの発注によるシールを印刷する印刷工場を営んでおり、そこから発生する騒音により、申請人らは通常の生活に支障を来しているばかりか、不快音に対するアレルギー的拒絶感を感じるようになっており、健康被害を受けるおそれがある。よって、被申請人らは、①騒音について規制基準以内にとどまるよう、効果的な防音対策を構ずること、②耳障りな不快音を発生させないよう、効果的な防音対策を構ずること、③倉庫に設置されたエアコンの室外機から発生する音に関し、室外機を移動する等の効果的な防音対策を構ずること、④工場内で従業員が聞く音楽が外に漏れないよう、効果的な防音対策を構ずること、⑤①～④の効果的な防音対策を構ずるまでの間、操業時間を午前8時から午後 10 時までとすること、⑥相当額の慰謝料を支払うこと。	19. 6. 12			
9	埼玉県 平成 19 年(調) 第2号事件	被申請人の国及び埼玉県は、通常の状況や生活が維持される裏付けを説明しないまま、自動車道の建設事業を進めている。よって、被申請人らは、①自動車道のA市指定天然記念物への影響の説明をすること、②自動車道開通後の騒音、振動の環境基準を守る具体策の説明をすること、③断層の調査と対策の説明をすること、④自動車道やその他の道路の拡幅を含めたアセスメントを実施すること、⑤自動車道建設、開通に伴う上越新幹線高架の安全性等についての説明をすること、⑥自動車道により電波障害が生じた場合の補償等をすること、⑦自動車道の高架下の利用を認めないこと、⑧申請人が納得できるまで、自動車道の事業を進めないこと。⑨A市指定天然記念物への説明に疑念の声があれば、自動車道の事業を進めないこと。	19. 11. 26			
10	埼玉県 平成 20 年(調) 第1号事件	申請人が購入した土地について、被申請人会社Aは当該土壤汚染の原因者である。また、被申請人会社Bは、土壤汚染が存した事実等を知りながら、これを秘匿して本件土地を売却した。よって、被申請人らは連帶して、申請人らに対して土壤汚染の調査、除去に要した経費を支払うこと。	20. 1. 21			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
11	埼玉県 平成 20 年(調) 第2号事件	申請人らは、長年、金属精錬工場からの騒音、銅などの重金属の粉のずさんな管理により精神的な不安、作物の生育不良など、通常の生活ができないほどの影響を受けている。よって、被申請人会社Aは、①工場を他地区に移転すること。②申請人らに対し、金員を支払うこと。	20. 1. 22			
12	千葉県 平成 18 年(調) 第1号事件	申請人は、被申請人らが維持及び管理する市道内のマンホール施設の蓋の上部を車両が通行することによって発生する振動により、睡眠を妨害される等の被害を受けている。よって、被申請人らは、①平成 18 年 12 月末日までに、マンホールを市道車線外又は同じ車線内であれば上流若しくは下流のいずれか 15m ~20m以上遠方方向へ移転すること、②①にかかるわらず、調査報告書経費及び調停費の相当額を本年 12 月末日までに支払うこと、③マンホールを移転しない場合、申請人自宅売却補償費及び移転費の相当額を支払うこと、④調停終了次第、マンホールの移転が完了するまでその使用を停止すること。	18. 8. 31	19. 8. 23	調停打ち切り	調停委員会は、現地調査、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
13	千葉県 平成 19 年(調) 第1号事件	被申請人が建設を進める外環道路計画路線は全体の 4 分の 3 にあたる 9. 1km が既成の市街地であり、この道路の建設・供用による騒音、振動、大気汚染等で沿道住民の健康が脅かされる影響に加え、地域住民に親しまれてきた自然環境や景観が一挙に破壊される。周辺には幼稚園、小、中、高校の教育施設も多数存在するため、子供たちに対する健康被害、登下校時における安全面への影響が特に懸念される。既に道路建設が始まっているが、その工事による騒音・振動、土砂や資材などを運搬する工事用車両の通行による騒音・振動など影響は極めて大きく、周辺住民からは生活被害を訴える声が出ている。工事に伴いこれまでの生活用道路が閉鎖になり、切り回して何度も変更されたりすることで地域が分断され、住民生活に深刻な影響を及ぼしている。よって、①被申請人のうち外環道路の事業者である国と A 株式会社は平成 8 年の環境影響評価において千葉県環境影響評価審査会の答申を受け、環境影響評価準備書に対し出された知事意見の各項目に沿い、外環道路の環境影響予測評価の見直しを行うこと、②被申請人らは環境影響予測評価見直しの条件、手法、結果の詳細を冊子、CD-ROM 等の形で公表し、関係住民に説明するとともに意見書提出、公聴会等の形で関係住民に意見反映の機会を設けること、③被申請人のうち千葉県は環境影響予測評価の見直しの結果とそれに対する住民意見を千葉県環境影響評価委員会（以下「委員会」という。）の審査に付し、委員会としての意見を求ること、④千葉県は事業者である国と A 株式会社に委員会の意見を尊重し遵守させること、そのために現在、県職員のみで構成され非公開で運営されている「東京外かく環状道路連絡協議会・環境保全専門部会」に委員会の委員等の専門家を加え、体制強化を図るととも	19. 2. 6			

付
録

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		に審議を公開すること、⑤被申請人らは上記①～④を行なう外環道路の事業再評価までに実施し、その結果に基づき道路計画そのものの見直しを行うこと、環境保全が図られないことが明らかになった場合は事業そのものを中止すること、⑥上記のような過程を経て、道路計画について関係住民が納得できる結論が出るまで工事をストップさせること。				
14	千葉県平成19年(調)第2号事件	申請人は、被申請人工場から発生する騒音・振動等により、居住家屋の外壁のひび割れ等の被害が生じたほか、日常生活における会話にも不自由を感じる等の生活妨害を受けている。よって、被申請人は、①申請人に對し、相当額の損害賠償を行うこと、②土曜日、日曜日、国民の祝日等における工場施設の稼働・操業を休止すること、③現在計画中の機械入れ替え後も、騒音、振動、低周波音それぞれについて基準値を守っていくために、定期的に数値を計測するなどの整備・運用方針を提示し、その内容について申請人と合意すること、④現在計画中の機械の入れ替え後も、騒音、振動、低周波音それぞれについて基準値を守れるように機械類及び関連設備を設置し、③の整備・運用指針に基づいて継続的に整備・運用すること。	19.2.19			
15	千葉県平成19年(調)第3号事件(平成19年(調)第1号事件への参加申立て)	千葉県平成19年(調)第1号事件と同じ。	19.9.3			
16	千葉県平成19年(調)第4号事件	被申請人の作業所は、申請人宅と隣接し、塀もなく、そこからの90ホーン以上の作業音が1Km先まで聞こえ、会話やテレビ、ラジオの音が聞き取れない、考え事ができない。健康面では、難聴、不眠、うつなどの症状が出ており、安全で健やかな生活や行動が阻害されている。よって、被申請人は、①午後7時以降、午前7時まで、作業施設を稼働させないこと。②日曜日及び祭日には操業しないこと。③物を乱暴に投げつけたり、たたいたり、攻撃的に操業することにより生じている90ホーン以上の騒音を立ててはならない。④慰謝料を払わなければならない。⑤ありもしれない暴言、悪口を人に吹聴してはならない。⑥厚さ20mm、高さ5m、長さ6mの塀を建てなければならない。	19.10.19			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
17	東京都 平成 18 年(調) 第2号事件	申請人らは、被申請人らが行っているビル及び駅換気塔の建設工事により、騒音・振動、地盤沈下、建物等亀裂発生、粉じん、砂ぼこり等による健康被害、財産被害等を受けている。また、長期間継続すると予想される工事により発生する騒音・振動による被害を受けるおそれがあり、さらに、本件ビル及び駅換気塔完成により日照阻害、本件換気塔から排出される粉じん等による被害を受けるおそれがある。よって、①被申請人A社は、地下鉄建設工事のうち、駅舎及び駅付近における地下鉄建設工事を停止すること、②被申請人A社は、地下鉄駅及び隣接地下鉄トンネル内の排気用換気塔の建設工事を停止すること、③被申請人B社は、ビル新築工事を停止すること。	18. 10. 16	19. 6. 8	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
18	東京都 平成 19 年(調) 第1号事件	申請人は、被申請人飲食店のボイラーから発生する異音並びに業務用車両及びそれに関連する作業等から発生する騒音により、不眠症を発症し、体調不良を来し、意欲低下、決断力の欠如、自律神経失調の症状が出るなどの被害を受けている。よって、被申請人は、(1)ボイラーから生じる異音について、ボイラーの定期点検を徹底し、異音発生の事実を認めた場合は一両日中に対処すること、(2)すべての業務用車両及びそれに関連する作業から生じる騒音について、①車両の来場する時間帯等に制限を設けること、②車両停車位置の変更及び作業に伴う騒音が最小限となるよう対策・配慮を行うこと、(3)一般来客車両から生じる騒音について、申請人住宅に隣接した駐車場スペースに時間帯制限を設けること、(4)申請人に対して、申請人が支出した治療費等を支払うこと。	19. 3. 26	19. 11. 19	調停打ち切り	調停委員会は、現地調査、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
19	東京都 平成 19 年(調) 第2号事件	申請人らは、被申請人工場から発生する騒音により、血圧の上昇、動悸、睡眠不足等の被害を受け、また家族が勉強に集中できない等の被害を受けている。さらに、申請人らは、自己の敷地内に共同住宅の建設を予定しているが、本件が解決しないと着工できないことから、被申請人は、①防音壁の設置、変電設備を屋上又は工場裏側に移設する等により、高圧変電器とモーターからの騒音を撤廃すること、②工場の操業時間に制限を設けること、③工場内で使用するための引込線用電柱を被申請人社屋の方へ移設すること、④上記措置を探らない場合、平成 21 年 3 月 31 日までに、工場を現在地から移転すること。	19. 4. 23			
20	東京都 平成 19 年(調) 第3号事件	申請人らは、被申請人が建設するマンション建設工事現場から発生する騒音及び振動により、申請人会社の営業時間内において耳栓をしても従来通りの勤務ができないほどの苦痛を受けている。騒音については、基準値を超える場合多く、また、基準値以下の場合においても受容限度を超えており、耳鳴り、頭痛、高血圧等の健康被害を受けている。よって、被申請人は、①工事騒音及び振動を低減する措置を講ずること、②申請人会社従業員の業務の能率の低下及び健康被害に対する補償として金員を支払うこと。	19. 6. 1	19. 12. 11	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

付
録

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
21	東京都 平成 19 年(調) 第4号事件	被申請人工場敷地内観測井戸の地下水から環境基準を超える六価クロムが、同敷地内土壤から鉛が検出された。また、同工場周辺の公園内及び道路の雨水ます内湧水からも六価クロムが検出されている。よって、被申請人は、①遮水壁設置の有効性及び周辺への影響について事前評価を行い公表すること。また、それまでの間工事を中止すること。②申請人を含む地域住民への説明会を開催し、意見を聞くこと。③周辺環境の汚染、周辺住民へ十分な説明なく工事を着工したこと、申請人に対する資料不提出や虚偽の説明などについて釈明・謝罪すること。④周辺環境汚染の原因究明を被申請人の責任において実施するとともに、公的機関が行う原因究明に協力すること。⑤土壤の高濃度鉛汚染の原因究明、周辺への影響について、被申請人の責任において調査を行うこと。公的機関が調査を行う場合には協力すること。⑥被申請人の工場からの騒音、有害化学物質の排出、悪臭などについて対策と情報開示を行うこと。	19.11.15			
22	東京都 平成 20 年(調) 第1号事件	申請人らは、被申請人が経営する動物病院から、騒音による慢性的な睡眠不足やストレスを、悪臭による食欲不振、体調不良等の被害を受けており、これらにより不眠症その他の症状を発症している。よって、被申請人は、①防音壁を設置するなどして、動物病院からの騒音を、午前8時から午後7時までは 50 dB 以下に、午後7時から翌朝8時までは 45 dB 以下に低減すること、②防音壁を設置、換気扇の位置を変更、洗浄場所及びごみ捨て場所の変更などをして動物病院からの悪臭が申請人らの居住地内に漂わないように設備を整えること、③動物病院の営業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日の営業は行わないこと。また、午後7時から翌朝午前7時までは、業務を行わないこと、④①～③の措置を取らない場合には、平成 20 年 4 月 1 日までに動物病院を移転すること。	20.2.25			
23	神奈川県 平成 16 年(調) 第1号事件	被申請人A社が 10 階建てマンションの建設を計画している本件土地は、以前、被申請人C社が所有していた土地で、造船所から生ずる有害物質を含む産業廃棄物、船底のサビ、塗料、廃油等の捨て場として使用してきたとのことであり、有毒物質（水銀、鉛、砒素、カドミウム、スズ、硫酸ピッチ、P C B 等）が、地中のかなり深部まで堆積している可能性が大きい。よって、工事により地表が掘削されると、汚染土壤が露出して有害物質が粉じんとして飛散し、周辺に住む申請人らは重大な健康被害を受けるおそれがある。また、マンションの建設工事は、1 年半以上の期間に渡って行われる大規模な工事であり、工事に伴う著しい騒音、振動、粉じんの被害が申請人らの及ぶことは確実であるとともに、高さ約 30m の建物のため、申請人らは、日照障害、圧迫感、プライバシー侵害を受け、精神的、財産的損害を受けることになるので、①被申請人A社及びB社は、マンションの建設	16.3.24	19.5.23	調停申請 取り下げ	調停委員会は、17 回の調定期日の開催等手続を進めたが、申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		工事及びそれに付随する工事をしないこと、②被申請人A社、B社及びC社は、①の場所において土壤汚染の詳細な調査を行い、その結果を速やかに公開し、土壤汚染の被害が周辺住民に及ぶおそれがないよう対策を行うこと、③被申請人A社及びB社は、申請人らにマンションの建設による騒音、振動、粉じん、日照、風害及び眺望侵害等の被害が及ばないように計画を変更すること、④被申請人市は、①、②及び③が行われるよう、被申請人3社を監督・指導すること。				
24	神奈川県平成16年(調)第2号事件(平成16年(調)第1号事件への参加申立て)	神奈川県平成16年(調)第1号事件と同じ。	16.4.26	19.5.23	調停申請取下げ	神奈川県平成16年(調)第1号事件と同じ。
25	神奈川県平成16年(調)第3号事件(平成16年(調)第1号事件への参加申立て)	神奈川県平成16年(調)第1号事件と同じ。	16.4.27	19.5.23	調停申請取下げ	神奈川県平成16年(調)第1号事件と同じ。
26	神奈川県平成16年(調)第4号事件(平成16年(調)第1号事件への参加申立て)	神奈川県平成16年(調)第1号事件と同じ。	16.6.14	19.5.23	調停申請取下げ	神奈川県平成16年(調)第1号事件と同じ。
27	神奈川県平成16年(調)第5号事件(平成16年(調)第1号事件への参加申立て)	神奈川県平成16年(調)第1号事件と同じ。	16.8.24	19.5.23	調停申請取下げ	神奈川県平成16年(調)第1号事件と同じ。
28	神奈川県平成16年(調)第6号事件(平成16年(調)第1号事件への参加申立て)	神奈川県平成16年(調)第1号事件と同じ。	16.9.2	19.5.23	調停申請取下げ	神奈川県平成16年(調)第1号事件と同じ。
29	新潟県平成20年(調)第1号事件	被申請人の産業廃棄物中間処理施設から発生する悪臭により、申請人の経営する食堂の客足が遠のき売上げが激減した。また、申請人は、被申請人との間で「協定書」「覚書」を結び、臭気発生防止を約束し、営業補償を受けているが臭気発生の防止対策は不十分である。よって、被申請人は、産業廃棄物中間処理施設の操業を直ちに中止すること。	20.3.26			

付
録

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
30	静岡県 平成 18 年(調) 第1号事件	被申請人Aは、昭和 51 年頃から平成 13 年 8 月頃までの間に建築解体によって生じた建築廃材等を本件土地に搬入し、違法な野焼き、それによって生じた燃え殻等の埋立処分等を行っていた。平成 14 年、本件土地の近隣住民らが専門機関に依頼して土壤調査を行った結果、焼却灰混じりの土壤から高濃度のダイオキシン類が検出されている。被申請人B市は、被申請人Aが行った上記行為に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指導監督すべき立場にありながらその指導監督義務に違反したのみならず、被申請人Aの違法行為に積極的に加担し、焼却、埋立てすることを容易にし、申請人らに健康上及び精神上の被害を与えるなどした。また、本件土地の土壤汚染により、上水道敷設区域外であるC地区住民は井戸水の汚染を通じ健康を害されるおそれが生じている。よって、①被申請人らは、共同して本件土地上に存在する燃え殻、ばいじん等を含む有害な産業廃棄物を同地上から地下埋設分も含め安全かつ完全に撤去すること、②被申請人らは、①の産業廃棄物が完全撤去されるまでの間、共同して不法投棄された焼却灰の飛散を防ぐべく万全の措置を講ずること、③被申請人B市は、B市C地区に上水道を敷設すること、④被申請人らは、申請人ら各自に対し、金員を支払うこと。	18. 4. 10	19. 7. 13	調停打ち切り	調停委員会は、9回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
31	静岡県 平成 18 年(調) 第2号事件	被申請人らが深夜及び早朝に発生させているトラックのアイドリング音及び早朝のフォークリフト作業音により不眠、ストレス等の被害を受けている。また、排気ガスによる健康被害を受けるおそれがあり、さらに、高頻度のトラック出入りによる通学の危険が発生している。よって、被申請人らは、①午後 7 時から午前 7 時までトラックの出入りを禁止すること、②午後 6 時から午前 8 時までフォークリフト作業を禁止すること、③住宅側の出入口を閉鎖すること、④住宅側の現状のフェンスを防音壁に更新すること、⑤アイドリングの禁止を徹底すること、⑥健康被害を補償すること。	18. 11. 28	19. 4. 11	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日開催等手続を進めた結果、(1)同事業所の東側道路に面する門扉については、原則として午後 9 時から翌朝 7 時までの間は車両の出入りは禁止し、閉鎖のうえ施錠して管理を徹底する、(2)同事業所に、深夜及び午前 7 時前に進入する大型車両については、無用のアイドリングは避け、後退のときに発生する警告音などを発しないよう被申請人らの車両はもちろん、取引先等の車両においても関係先に積極的に働きかけ、配慮を求めるように努める、(3)同事業所東側に所在する倉庫におけるフォークリフト作業については、原則として午前 7 時 30 分より前には行わないものとし、万一作業を行わなければならないときにおいても、申請人の生活の平穀に最大限の配慮をし、騒音を最小限にするよう努め、従業員への指導を徹底する、なお、西側の倉庫におけるフォークリフト作業については、午前 7

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
						時からの作業は認めるが、7時30分までは極力東側に近づかないようにし、近づく場合においては、前同様の配慮を行うことなどを内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
32	静岡県 平成19年(調) 第1号事件	申請人は周辺住民で、被申請人は、食品製造、加工業を営む株式会社である。被申請人が営む食品製造、加工工場から発生する騒音により、家族の平穏な生活は侵害され、受忍限度を超えている。特に、早朝、夕方、土日及び祭日においては耐え難い苦痛を受けている。よって、被申請人は、①防音対策(防音壁の設置、送風ダクト・ボイラーの移設、ボイラー蒸気の飛散防止、操業時間(機械の作動時間)の調整)を実施すること、②今までに受けた家族の精神的苦痛に対する慰謝料を支払うこと。	19.10.10			
33	愛知県 平成18年(調) 第2号事件	被申請人は、エアーコンプレッサー等の音を24時間発生させ、日曜日も仕事をしている。また、平成17年から、正月及びお盆は3日程度、ゴールデンウイークは1日休業したのみで、それ以外は必ず音を発生させているため、申請人は心の休まる日が少ない。よって、被申請人は、①エアーコンプレッサーの所に防音措置を探り、音が漏れないようにすること、②エアーコンプレッサーの東側20m程度の所で音が発生しているので防音措置を探り、音が漏れないようにすること、③夜間の操業を止めること、④日曜日は休業し、正月、ゴールデンウイーク及びお盆は3日以上休業すること。	18.8.29	19.9.7	調停打ち切り	調停委員会は、現地調査、7回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
34	愛知県 平成18年(調) 第4号事件	被申請人が行った建物の解体及びくい抜き工事の振動により、申請人が居住する家屋がゆがむ被害を受けた。これにより受けた精神的被害のため、申請人は、夜眠れない状態となつた。よって、被申請人は、申請人が居住する家屋を修繕すること。	18.11.27	19.5.15	調停打ち切り	調停委員会は、現地調査、2回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
35	愛知県 平成18年(調) 第5号事件	被申請人工場から発生する悪臭により洗濯物に臭いが付く等生活に支障を來し、また、来客等の際に不快感を与える営業活動にも悪影響を及ぼしている。よって、被申請人は、①被申請人住所地に所在する工場に確実な防臭措置を講じて悪臭を外気に放出しないこと、早期に解決ができない場合は工場を移転すること、②工場操業中でないと思われる日にもかかわらず臭気を発しているため、悪臭の原因を突き止め早期に解決すること。	18.12.20			
36	愛知県 平成19年(調) 第1号事件	申請人は、既に20年以上前から隣の被申請人工場の騒音に悩まされてきたが、ここ数年は特に恐怖心を覚えるほどのものになってきたことから、毎週末ごとに自宅を出る生活が何年も続いており、心身ともに疲れ切っている。よって、被申請人は、①被申請人工場について、防音措置を講じて騒音を低減すること、特に走行クレーン、サンダー、その他大きな音の出る作業については早急に対応する	19.8.22	20.3.4	調停成立	調停委員会は、現地調査、4回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、①被申請人は、被申請人住所地に所在する工場内の走行クレーン、穴あけ機その他一切の物を撤去すること、②申請人と被申請人は、①の撤去が平成20年2月21日に

付
録

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		こと、②工場の操業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日の操業は行わないこと、正午から午後1時までの間についても操業を控えること。				おいて完了していることを確認すること、③被申請人は、平成20年2月22日以降、被申請人住所地に所在する工場において操業を行わないこと、④申請人は、被申請人に対し、本件の解決金として金員を支払うことなどを内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
37	愛知県 平成19年(調) 第2号事件	申請人は周辺住民である。被申請人は自動車部品を製作する会社である。申請人は、被申請人製作所からの24時間、土日も関係ない大騒音で、落ち着いて生活することができず、毎日苦しんでいる。また、申請人宅は持ち家であるが、この騒音のため財産価値が減少するおそれがある。よって、被申請人は、①排風機等の音の出る機械、②フォークリフトから落下する物音、③トラックやフォークリフトがバックする際の音について防音措置を講じ、騒音を低減すること。また、工場の操業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日の操業は行わないこと。	19.10.5			
38	愛知県 平成19年(調) 第3号事件	申請人は被申請人の倉庫の隣接住民である。被申請人は倉庫において、繊維原料等を搬入、梱包、搬出する事業を行っているが、大型トラックに搬入、搬出する動力式フォークリフトの稼働音が申請人の生活に大きな支障を来している。また、操業を開始して3年が経過し、申請人は、騒音によるストレスのため体調不良で体重が著しく減少し、体力の限界とともに精神面でも疲労困憊している。よって、被申請人は、①倉庫での操業について防音措置を講じて騒音を低減すること、②倉庫での操業時間を午前8時から午後5時までとし、夜間及び日曜、祝日の操業は行わないこと。	19.11.6			
39	愛知県 平成19年(調) 第4号事件	申請人らは住宅団地に居住する者であり、被申請人らは、その住宅団地の土地造成、住宅建設、分譲をした者等である。申請人らが居住する土地の造成盛土の下位には、有機物や油類を含む粘土質により構成される軟弱地層が存在し、その圧密沈下等により地盤沈下が生じ、既に建物被害等の財産的被害を受け、今後も被害を受けるおそれがある。また、土壤汚染により、生命身体に対する被害を受けるおそれがある。よって、被申請人らは、申請人らが居住する土地について、①土壤汚染に伴う調査費用、慰謝料、風評被害その他の賠償金を相当額支払うこと、②地中に汚染している廃棄物を撤去すること、③宅地としてふさわしい地盤とするべく整備すること。	19.12.3			
40	愛知県 平成19年(調) 第5号事件	申請人は、近隣住民であり、被申請人は学校給食センターを管理・運営している。申請人は、学校給食センターからの騒音、悪臭等により、健康や生活環境に重大な被害や損害、精神的苦痛を受け、基本的人権を著しく侵害	19.12.11			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		された。よって、被申請人は、①騒音・悪臭等を申請人住居の方向に絶対に出さないこと、②損害賠償金を速やかに支払うこと。				
41	愛知県 平成 20 年(調) 第 1 号事件	申請人は周辺住民であり、被申請人は、各種スプリング製造・線材加工・プレス加工等の業を営んでおり、その一環として、金属製のボルト、ネジ等の製造等をしている会社である。申請人は、被申請人の工場、倉庫からの騒音、悪臭により、日常生活妨害、精神的被害及び肉体的被害を受けている。よって、被申請人らは、申請人らの居住敷地内に、①臭気指数 10 を超える悪臭を、②昼間(8 時~19 時)にあっては 50 dB、朝夕(6 時~8 時、19 時~22 時)にあっては 45 dB、夜間(22 時~6 時)にあっては 40 dB を超える騒音を、それぞれ侵入させてはならない。	20. 1. 21			
42	愛知県 平成 20 年(調) 第 2 号事件	申請人は周辺住民であり、被申請人は建設業を営んでいる。申請人は、被申請人の連日朝 8 時からのショッピングセンター解体工事による騒音が始まった頃より精神的苦痛がひどく、期間が長引くにつれて連日の精神的苦痛のストレスの累積により身体にも悪影響が出た。持病の症状が悪化し、持病以外でも身体及び精神に変調を来している。また、肉眼で充分粉じんを確認しており、風で運ばれてくる距離にあり窓も開けられず、日祝の休工日にしか洗濯物を干せないなど生活にも支障を来している。よって、被申請人は、慰謝料及び損害賠償として金員を支払うこと。	20. 2. 19			
43	三重県 平成 18 年(調) 第 2 号事件	被申請人が計画している事業が開始されれば、ダイオキシン類、重金属等の有害物質が大気中に飛散するとともに、これらの有害物質で汚染された排水が場外に流出するおそれがあり、回復しがたい生活環境の汚染を被ることとなる。よって、被申請人は、①廃プラスチック、木くず、紙くず等の廃棄物を原料とする温水発生器を建設及び操業しないこと、②当該温水発生器を利用して、第 1 期に筍を栽培し、第 2 期にテラピアの養殖を行い、第 3 期に貸温室ハウスを行うとの事業計画を撤回すること。	18. 6. 16	19. 7. 5	調停成立	調停委員会は、5 回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、本件土地において、廃プラスチック等を燃料とした温水発生器を利用した事業を行わないことを確約する、②被申請人は、本件土地に設置されている本件施設について、被申請人の費用負担により、平成 19 年 12 月 31 日までにすべて撤去するものとする、なお、万一やむを得ない事由により、前記期限までに撤去できないときは、被申請人は申請人に対して、本件施設の撤去のための進捗状況について説明するべきものとする、③申請人らと被申請人は、本件紛争に関し、本調停事項に定めるほかは、何らの債権債務のないことを相互に確認することを内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
44	三重県 平成 18 年(調) 第3号事件	被申請人施設から発生する悪臭、降雨時に流出する堆肥による水質汚濁及び大量のカラス飛来により、申請人は健康被害等を受けている。よって、被申請人は、①悪臭を周囲に飛散させないような施設整備等による悪臭の抜本的改善を行うこと、②降雨時に汚水が溜池及び周辺河川へ流出しないような防止策を講ずること、③施設周辺に大量に飛来するカラスへの対策を講ずること、④①～③の改善が困難な場合は、事業を撤退すること。	18.8.10	19.9.18	調停打ち切り	調停委員会は、現地調査、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
45	三重県 平成 19 年(調) 第1号事件	申請人は、毎日早朝に、トラックのアイドリングによる騒音により睡眠を妨害されるなどの被害を受け続けている。よって、被申請人は、トラックの駐車場所を移転すること。	19.6.27	19.8.31	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
46	京都府 平成 19 年(調) 第1号事件	被申請人らは、申請人マンション(83戸)の西側に隣接して、7階建てマンション(17戸)の建設を強行している。申請人らが居住するマンションの住民は、被申請人らが行った新築マンション敷地の軟弱地盤改良工事に六価クロムが溶出するセメント固形材を使用したことによる土壤汚染被害を受けるおそれがあり、また、新築マンションの原地盤の液状化の可能性を調査せずに着工していることから、地震時には同マンションの安全性が懸念される。さらに、工事中の騒音・振動により、申請人らが居住するマンションの住民が健康被害を受けている。よって、被申請人は、①六価クロム汚染からの安全性について検証するため、申請人立会いの上、六価クロム値を調査し、その結果を開示すること、②原地盤の液状化の可能性についての調査の有無等につき、資料を開示して説明するとともに、原地盤について将来にわたる安全を確保すること、③本年7月に建設現場で発生したガス管破損事故につき、今後同様の事故が発生した場合の対策について、申請人に説明するとともに、将来にわたる安全を確保すること、④計画されている駐車場(4台分)につき、通学路、老人等の安全確保のため、西側入口1箇所のみに設定すること、⑤③記載の被害に対する損害補償、4月の説明会で約束のあった日照障害に対する補償の履行、工事中の騒音・振動等により体調を崩している住民に相当の損害補償額を支払うこと。	19.8.29	19.12.14	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、(1)被申請人らは、申請人に対し、基礎工事に使用したセメントからの六価クロム溶出に関する再検査データ及びボーリング調査結果を提示し、文書で説明する、(2)被申請人らは、被申請人マンションの建設に起因して申請人への電波障害が発生した場合、速やかに改善の措置を行うものとし、改善の措置のため設置した共聴アンテナ及びこれに付随する設備の維持管理については、被申請人マンションの管理者の責任と費用負担において行う、なお、被申請人らは、被申請人マンションの工事中の電波障害の発生の場合についても、仮設アンテナを設置して改善措置を行う、(3)被申請人らは、被申請人マンションの申請人と相対する窓及びバルコニーについて、被申請人マンション居住者が申請人家屋内を容易に観望できないように、対策を行う、また、被申請人らは、被申請人マンションの屋上を別紙(略)の形状とし、植栽から申請人家屋の敷地内に落葉等がないよう樹種を選定し、適切に管理する、(4)被申請人マンションの建設による影響が原因で事前調査対象の申請人家屋に被害がでた場合、事前調査に基づき、被申請人の責任により復旧・補償する、(5)被申請人マショ

No.	事件の表示	請　求　の　概　要	受付年月日	終　結　年月日	終結区分	終　結　の　概　要
						ン販売完了後、区分所有者で管理組合を結成し、理事長ほかの役員を選任とともに、別に管理人を配置する、なお、選任された理事長等は本調停条項に基づく管理運営に努めるとともに、町内及び近隣住民との接点を持つための窓口として、相隣関係の保持に努める、(6)被申請人A社は、被申請人マンションの販売に当たり、入居後に町内において明らかに迷惑をかけるおそれのある者に販売しない、(7)被申請人A社は、被申請人マンションの購入者に対して以下の事項を遵守するよう指導すること、①ごみ出しは決められた日時以外は行わないこと、②前面道路への駐車はしないこと、③車両の出入庫のルールを遵守すること、④専用部分の利用は公序良俗に反しないこと、⑤敷地周辺に建築物等が建設される場合があること、⑥第三者へ賃貸する場合の賃借人への本調停条項、重要事項説明書及び管理規約等を遵守させること、⑦第三者に転売する場合には、購入者に上記の内容等を遵守するよう申し送ること、(8)被申請人A社は、不動産売買に関する書類で申請人と関係する部分を（重要事項説明書及びマンション管理規約で関係部分）を申請人に公開する、(9)被申請人らは、被申請人マンション工事中に、万一、第三者へ一括事業譲渡する場合、それぞれの譲受人に対して本調停条項を継承させる、(10)被申請人マンション分譲販売に伴い、被申請人A社から購入者へ本調停条項は引き継がれるものとし、万一、被申請人マンションを一括で事業譲渡する場合にも、譲受人に対して当該調停条項を継承させる、(11)被申請人らは、被申請人マンション建設のため移設された街路樹等は、復旧を図るよう努める、(12)被申請人らは、被申請人マンション建設工

付
録

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
						事中のガス漏出事故を始めとして、工事に伴う申請人マンション居住の住民に対する種々の迷惑について、遺憾の意を表明する、(13)被申請人らは、申請人に対し、建設工事中のガス漏出事故及び日照障害等本件工事に関する一切の解決金として、金員を平成19年12月21日限り、申請人の指定する口座名義人申請人代理人に振り込んで支払う、(14)被申請人らは、建設工事中は騒音及び振動を含めた緊急時連絡窓口を設け、申請人からの申し出に対しては誠実に対応するよう努める、(15)申請人は、申請人マンションに掲げている看板、垂れ幕を平成19年12月20日に全て撤去するなどを内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
47	京都府 平成19年(調) 第2号事件	申請人は周辺住民であり、被申請人らは、菓子製造を業とするA社とB市である。被申請人の工場からの騒音及び悪臭により、申請人は、感覚的心理的被害を受けている。よって、被申請人は、①騒音及び悪臭の発生を防止するため、建築基準法に基づくB市長からの是正命令を直ちに実行すること、②被申請人B市は、①の是正命令を直ちに実行させること、③C株式会社を除く申請人ら各自に騒音及び悪臭等に対する損害賠償の支払い及び平成19年10月21日以降、工場の操業停止に至るまで1か月当たり各金員を支払うこと、④申請人C株式会社に対し、騒音及び悪臭に対する損害賠償として、金員及び平成19年10月28日以降、工場の操業停止に至るまで、1か月当たり各金員を支払うこと。	19.11.8			
48	大阪府 平成6年(調) 第5号事件	都市計画道路及び自動車専用道路が完成し、供用が開始されることにより、騒音、振動、排気ガスの公害発生及び眺望への影響のおそれがある。よって、被申請人は、環境保全上の適切な処置を講ずること。	6.12.22			
49	大阪府 平成15年(調) 第3号事件	被申請人らは、実施から長期間経過し、かつその対象年度も経過していたり、予測環境要素の中に浮遊粒子状物質(SPM)が含まれていない等の不十分な環境影響評価に基づき、高速道路等の建設を計画し、日々詳細設計の段階に入ろうとしている。申請人らは、隣接する幹線道路から大気汚染や騒音の被害を現在でも受けており、本件道路が建設されると、被害が悪化するおそれがある。よって、被申請人らは、①本件道路の環境影響評価手続をやり直し、その際に、申請人らの住所地域を調査地点に追加すること、②①の環境影響評価の結果に基づき、大気汚染、騒	15.5.22			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		音、振動、低周波音などに関する十分な公害防止対策を行うこと、③本件道路が建設されることにより、地域分断及び住民の公共施設等への交通の障害が生じないように十分な対策を行うこと、④本調停中は、本件道路の建設工事を強行しないこと。				
50	大阪府 平成 15 年(調) 第 6 号事件(平 成 15 年(調)第 3 号事件への 参加申立て)	大阪府平成 15 年(調)第 3 号事件と同じ。	15. 10. 30			
51	大阪府 平成 16 年(調) 第 3 号事件	本件事業に係る環境影響評価は、実施から既に長期間経過し、かつその対象年度も経過していたり、予測環境要素の中に微細粒子状物質 (PM2.5) が含まれていない等の不十分なものであるが、被申請人らは、このような予測評価を前提として、高速道路及びそれに併設する一般道路の建設を進めようとしている。そこで申請人らは、十分な公害防止対策が行われないまま工事が強行され、環境が悪化することを懸念している。また、本件道路建設予定地域には歴史的価値の高い遺跡等が存在しており、工事によってこれらの史跡が破壊されるおそれがある。よって、被申請人らは、①高速道路の環境影響評価手続をやり直し、その際に、申請人らの住所地域を調査地点に追加すること、②①の環境影響評価の結果に基づき、大気汚染、騒音、振動、低周波音などに関する十分な公害防止対策を行うこと、③本件道路建設に当たって、埋蔵文化財の保存に努めるとともに、地域分断及び住民の公共施設等へのアクセス障害が生じないように十分な対策を行うこと、④本調停中は、本件道路の建設工事を強行しないこと。	16. 8. 27			
52	大阪府 平成16年(リ) 第 1 号事件	大阪府平成14年(調)第 2 号、第 5 号、第 7 号及び第 8 号事件の義務履行勧告申出	16. 10. 15	19. 11. 26	勧告申出 取下げ	大阪府公害審査会が事実関係の調査を行ったが、申請人は、都合により、義務履行勧告の申出を取り下げたため、本件は終結した。
53	大阪府 平成 18 年(調) 第 2 号事件	道路建設に関連する公害発生に不安を感じた住民は、平成15年5月、再度の環境アセスメント及び万全な公害対策の実施を求めて公害調停を申請し、現在まで審理が進められている。当該公害調停において、被申請人は、環境アセスメントにとって最も重要な正確に現況を把握するための現況調査の実施を正当な理由もなく拒否し続け、現況調査に関しては、都道府県知事等の関係自治体が行うべきものであると主張している。申請人らは、第一義的には、現況調査は前記公害調停の被申請人によって行われるべきであると考えるものであるが、同時に、本件被申請人らも、より良い地域環境の維持と地域住民の健康の維持増進に責任を負っている自治体であることから、本件被申請人らも現況調査を実施する必要がある。よって、本件被申請人らは、道路の環境影響評価(環境アセスメン	18. 3. 17	19. 5. 9 19. 8. 6	一部調停 申請取下げ 調停申請 取下げ	調停委員会は、11回の調停期日の開催等手続を進めたが、申請人は、都合により、順次、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		ト)をやり直す際には、申請人らの住所地及びその周辺地域の現況調査を速やかに行い、かつ、その結果を申請人らに公表すること。				
54	大阪府平成18年(調)第3号事件	被申請人は、本件土地を明治34年から昭和57年まで車両車庫及び車両工場として使用していた。申請人は、平成13年3月15日、売買契約により被申請人から所有権移転を受け、同日、所有権移転登記を行った。平成16年11月と平成17年9月に被申請人において行った土壤汚染調査の結果、土壤汚染対策法に規定する指定基準の最大約52倍の鉛が検出された。申請人は、平成8年11月から平成16年3月まで、消防署仮設庁舎等の用に供していたことはあったが、鉛を扱うことはなかった。このことから、土壤汚染は本件土地を申請人において使用する以前から生じていたものと考えられ、汚染原因者は、本件土地の前所有者である被申請人であると考えられる。また、土壤汚染が明確になった場合には、汚染物質の除去措置の責任は売主にあるとの認識が定着しつつあることから、汚染除去措置の責任と費用負担は被申請人にあると考えられる。よって、被申請人は、本件土地について、土壤汚染対策法、同法施行令、同法施行規則及びその他の関係法令に規定する基準を満たす土壤汚染対策を実施すること。	18.4.24			
55	大阪府平成19年(リ)第1号事件	大阪府平成10年(調)第2号、第3号及び平成11年第3号事件の義務履行勧告申出	19.2.13			
56	大阪府平成19年(調)第1号事件	申請人らは、被申請人店舗に隣接して居住している。申請人らは同店の開店以来、騒音被害を受け、我慢しながら生活してきた。しかし、騒音による体調不良が続くため、何度も同店の店長に騒音防止を要請し、その都度、改善の約束を受けたが、一時的な解消にしかならず、騒音被害を受け続けている。よって、被申請人らは、騒音について規制基準を遵守するとともに、防音対策（防音壁の設置、台車騒音防止のための路面改修、近接駐車場の使用制限、従業員及び出入り業者への指導教育）を講ずること。	19.6.5	20.2.25	調停成立	調停委員会は、現地調査、7回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人らは、土地の申請人宅南側に面した駐車区画に、本件調停成立後2月以内を目途に、防音壁を設置する、②被申請人らは、カートによる騒音低減のため、本件調停成立後2月以内を目途に、土地駐車場路面の液状アスファルトによるオーバーレーン改修を実施する、③被申請人A社は、可能な限り騒音を生じさせないよう努め、屋外駐車場での商品搬入作業に当たっては、騒音防止のためできる限りていねいに扱い静かに作業するよう従業員、関係者への指導の徹底に努めるなどを内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
57	大阪府 平成 19 年(調) 第2号事件	申請人は、道路建設計画のある周辺住民である。被申請人らは、道路建設計画を進める者である。当該道路建設により、申請人らに大気汚染による喘息等の健康被害が生じるおそれがある。よって、被申請人らは、道路建設計画について、①トンネル化、②山を切り開き無風状態の解消、③建設道路分離帯の50m間隔に100mの煙突を設置し、排気ガスを上空に拡散、④道路のチューブ化、いざれかの措置を講ずること。	19. 10. 2			
58	大阪府 平成 19 年(調) 第3号事件	申請人は近隣住民である。被申請人はホテルを営業している。申請人らは、ホテルからの騒音、低周波音により、健康被害を受けている。よって、被申請人は、ホテルの騒音、低周波音の発生源の機器(浴場用循環ろ過機、エアコン用クーリングタワー、エアコン用室外機、換気用ファン)の改善又は当該機器を移動すること。	19. 10. 3			
59	大阪府 平成 19 年(調) 第4号事件	申請人らは、工場からのはい煙放出により、大気汚染、悪臭による健康被害、家屋や自家用車の汚れ等の被害を受けている。よって、被申請人は、①はい煙の排出を完全に止めるため設備を改善すること、②①の対策を取らない場合は、被申請人工場を速やかに閉鎖、移転すること、③申請人らに対し、損害賠償を支払うこと。	19. 10. 12			
60	大阪府 平成 19 年(調) 第5号事件	申請人らは工場周辺住民である。被申請人は、染色工場を営んでいる会社である。申請人らは、被申請人工場からの、特にコンプレッサー系の機械の騒音により、感覚的心理的被害を受けている。よって、被申請人は、コンプレッサー系の機械の騒音を軽減するため、防音壁等を設置すること。	19. 10. 17	20. 2. 28	調停申請取下げ	調停委員会は、1回の期日の開催等手続きを進めたが、申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
61	大阪府 平成 19 年(調) 第6号事件	被申請人らが、周辺土地への水銀汚染の拡散防止を怠ったことにより、申請人の販売した土地が水銀等に汚染され、申請人は、同土地の所有者から、土壤汚染による土地の浄化費用を求償されるなどの損害を被っている。よって、被申請人らは、土壤対策費として、金員を支払うこと。	19. 11. 21			
62	大阪府 平成 19 年(調) 第7号事件	申請人は、駐車場周辺住民である。被申請人は、駐車場を管理する会社である。申請人らは、駐車場における夜間の車両出入りによる騒音等による安眠妨害、昼間の駐車に伴う日照阻害による被害を受けている。よって、被申請人は、①午後 10 時から午前 8 時までの間、駐車車両の移動を禁止すること、②日の駐車車両の駐車場所を変更すること。	19. 11. 21			
63	大阪府 平成 20 年(調) 第1号事件	申請人らは、2本の電柱に設置された高圧トランス、配電盤から発生する低周波音により、安眠妨害、頭痛、精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、申請人宅西側にある電柱2本を移設すること。	20. 1. 15			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
64	兵庫県 平成9年(調) 第1号事件	被申請人が計画している都市計画道路が建設されると、申請人らが現在居住地内で受けている自動車通行による健康被害、騒音による生活被害が倍加するおそれがあり、また、景観が破壊されるとともに、地域が分断され、地域住民の連帯や地域社会が崩壊する。よって、(1)申請人ら居住地内等において、大気汚染、騒音、振動等に関する現状調査を行い、その結果を申請人らに公表し、環境基準値を超えている場合は必要な公害対策を行うこと、(2)本件道路に関して、①建設計画の全容を明らかにすること、②市環境影響評価条例に準ずる環境影響評価手続を行うこと、③④の環境影響評価手続において、申請人らの居住地内に対する影響を最小限にするため、中止を含めた複数の代替案の検討を行うこと、とりわけA道周辺における景観保全のために必要な対策の検討を行うこと、④申請人らとの本件協議が整うまで、本件道路建設工事を行わないこと。	9.12.19			
65	兵庫県 平成11年(調) 第1号事件 (平成9年(調) 第1号事件への参加申立て)	兵庫県平成9年(調)第1号事件と同じ。	11.7.28			
66	兵庫県 平成17年(調) 第2号事件	一般廃棄物最終処分場の設置、建設工事、操業、跡地利用等に起因して、申請人らが居住し、農業を営んでいる地区等に公害が発生することを未然に防止する必要がある。よって、被申請人は、①被申請人が既に実施した第3次一般廃棄物最終処分場（以下「本件処分場」という。）設置に係る生活環境影響調査に関して、周辺地区の井戸、粉じん、騒音、悪臭等について追加調査を実施すること、②本件処分場に焼却灰及び焼却残渣を埋め立てないこと、③仮に本件処分場に焼却灰及び焼却残渣の埋立処分を行う場合は、焼却灰及び焼却残渣中の有害物質の項目、基準値及び測定方法について申請人らと協議すること、④現在、一般廃棄物の処理を行っているクリーンセンターにアスベストを含有する廃棄物及び含有するおそれのある廃棄物が搬入されないための対策を講ずること、⑤本件処分場を遮断型最終処分場又は処分場全体を閉鎖する方式に施設を改良すること、⑥本件処分場の敷地境界線から最低20m以上の幅をもつ緑地緩衝帯を付設すること、⑦本件処分場の操業により発生する騒音、粉じん、悪臭等の環境汚染を防止するための万全な対策を実施すること、⑧本件処分場の建設工事及び操業に起因して大気汚染、粉じん、悪臭、騒音及び水質汚染が生じないように万全の対策を講ずること、⑨本件処分場の建設工事又は操業に起因して申請人らが損害を被った場合は、誠意をもって賠償すること、⑩本調停申請事項を遵守するため、申請人らとの間に協議会を設置すること、等。	17.9.21	19.4.13	調停成立	調停委員会は、9回の調停期日の開催等手続を進めた結果、被申請人A市は、(1)本件処分場を操業することにより、騒音、粉じん、悪臭、カラス・野犬等により同市内クリーンセンター周辺で、住民が居住し又は農業を営む地区に悪影響が生じないよう、適切な操業を行いうよう努力する、(2)法令及び地元自治会との間で締結した環境保全協定において測定することが求められている項目について、法令において定められている以上の頻度で、測定を行う、②前項の測定結果を、当該測定項目について定められた基準とともに、A市のホームページ上に、年4回の更新頻度で開示する、③第1項の測定結果が、当該測定項目について定められた基準を超過した場合には、その原因を究明するとともに必要な対策を講じ、その原因と講じた対策について、A市のホームページ上に開示する、(3)カヌミサンショウウオの生育環境に配慮するよう努力する、(4)立ち入り防止フェンス周辺の草刈

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
						りを行うとともに、立入防 止フェンスが破損等した場 合には、速やかに補修する よう努力する、②緑地緩衝 帯に不法投棄された廃棄物 を認めた場合には、これを 速やかに撤去するよう努力 する、(5)本件処分場の供用 開始後の状況に応じて、ク リーンセンター内にカラス 捕獲箱を増設するなど、カラ ス害対策を講ずるよう努 力する、(6)その責めによ り、本件処分場の操業によ り申請人らに損害を与えた 場合には、誠意をもって賠 償することを内容とする調 停案を当事者双方が受諾 し、本件は終結した。
67	兵庫県 平成 18 年(調) 第 1 号事件	申請人は、被申請人工場内に設置されたコンプレッサーの回転音及びそれに伴う振動、工場内に設置されたエアコン屋外機から発生する騒音及び工場内の機械による騒音並びに工場の窓から放出される電灯の光により、夜、安眠できない。よって、被申請人は、①工場内から発生するコンプレッサーによる騒音及び振動を防止すること、②工場内の機械による騒音を防止すること、③工場内のエアコンによる騒音を防止すること、④工場の窓から出る光害を防止すること。	18.8.18	19.7.17	調停打ち切り	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
68	兵庫県 平成 18 年(調) 第 2 号事件 (平成 17 年 (調) 第 2 号事 件への参加申 立て)	兵庫県平成 17 年(調) 第 2 号事件と同じ。	18.8.18	19.4.13	調停成立	兵庫県平成 17 年(調) 第 2 号 事件と同じ。
69	奈良県 平成 20 年(調) 第 1 号事件	被申請人は安定型産業廃棄物埋立最終処分業を営んでいるが、本件処分場西側境界が不明瞭であること、敷地を拡大している可能性があることなどにより本件処分場西側に居住する申請人は水質汚濁のおそれがある。よって、被申請人は、①本件処分場の西側境界線の位置に設置したコンクリート側溝上の土砂及び産業廃棄物を除去してこれを原状に回復すること、②奈良県知事より産業廃棄物処理施設変更許可を得た本件処分場の西側の境界を明示すること、③②の境界線西側で申請人が求める 2か所の地点において、被申請人の費用負担において申請人立会のもと、深さが山肌に達するまでのボーリング調査を行うこと、④本件処分場西側で所有する物件の各土地を産業廃棄物処分場として使用しないこと。	20.2.27			
70	和歌山県 平成 16 年(調) 第 1 号事件	申請人らは、ワカメ等の海藻類、アワビ等の貝類、イセエビ等の定着性水産物の漁業を行っているが、被申請人が管理するダムからの濁水放流による漁場への濁水流入り及び堆積により、アワビ等の貝類のえさとなる海藻が枯	16.6.30			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		<p>死（磯焼け）し、申請人らの水揚額が激減した。また、被申請人と申請人組合は、平成9年3月14日、「港湾整備事業に関する覚書」を取り交わし、濁水対策について具体策を講ずる等の内容の合意をしたにもかかわらず、被申請人は現在まで濁水を軽減するのに有効な対策を採ってこなかつただけでなく、今後の方策も示さないまま先送りを続けている。よって、被申請人は、(1)本件ダムからの放流に伴い大量流入する濁水について、周辺海域の磯に藻場が回復する水準まで流入量を軽減する対策を速やかに講ずること、(2)申請人らの共同漁業権漁場区域内の磯に堆積している泥を漁業に影響を与えない方法で除去すること、(3)(1)及び(2)の実施に当たり、申請人に事前に十分説明して了解を得るとともに、実施結果及びその効果の詳細な情報を提供すること、(4)平成9年度から15年度の間に生じた採貝水揚額等の損害金を支払うこと、(5)平成16年度以降、採貝水揚額が8年度の額に回復するまでの間、①申請人88人の当年度と8年度水揚額の差額相当額の損害金、②当年度と8年度漁協取扱総水揚額の差額の6%（漁協の手数料収入相当額）の損害金、③当年度のザザエ放流額を、毎年度支払うこと。なお、本件については、平成18年9月22日に、公害等調整委員会に原因裁定を求める申請を行っている。</p>				
71	和歌山県 平成18年(調) 第1号事件	<p>被申請人が一部供用を開始したA浄化センターの放流水により、B河川水系の水質が悪化し、鮎等の漁業資源の減少を招いており、全面供用される頃にはより大きな影響を与えかねない。しかし、被申請人は、二次処理技術の活性汚泥法を用いるだけで、高度処理（三次処理）を実施しない。また、A浄化センターの建設及び操業がB河川の鮎に対する風評被害をもたらし、申請人の収入源である遊漁者数の減少を招いていることに加え、現在、施工中のC浄化センターが平成20年度に一部供用が開始されることから、漁業資源の減少と風評被害が深刻化することは避けられない。よって、被申請人は、平成13年4月に供用を開始したA浄化センターについて、①処理水の水質について、BOD（生物化学的酸素要求量）等が申請人の求める数値を超える処理水を排出しないこと、②被申請人が既に調査している項目のほか、アンモニア態窒素等について水質調査を追加実施し、申請人にその結果を公表すること、③処理水を排出する前に残留塩素を除去する装置を設置すること、④急速ろ過法等の高度処理（三次処理）を実施すること、⑤A浄化センターに流入する工場排水について、水質汚濁防止法に定める基準を超える工場排水を受け入れないと、⑥B河川に流入する工場排水が少なくとも水質汚濁防止法に定める基準を満たすよう、必要な対策を行うこと、⑦A浄化センターの操業に起因して風評被害を被っていることいかんがみ、「B河川鮎釣大会」のイベン</p>	18.2.28			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		ト開催等風評被害対策を行うこと。また、平成20年度に一部供用開始を予定しているC浄化センターについて、⑧処理水の水質について、BOD等が申請人の求める数値を超える処理水を排出しないこと、⑨処理水を排出する前に残留塩素を除去する装置を設置すること、⑩急速ろ過法等の高度処理（三次処理）を実施すること、⑪処理水について、放流前に減温する装置を設置するなどして放流水とB河川本流との温度差を生じないような対策を行うこと、⑫C浄化センターに流入する工場排水について、水質汚濁防止法に定める基準を超える工場排水を受け入れないこと、⑬B河川に流入する工場排水が少なくとも水質汚濁防止法に定める基準を満たすよう、必要な対策を行うこと、⑭C浄化センターの建設及び操業に起因するB河川の水質、鮎その他の漁業資源の生息状況への影響及び風評被害の発生が避けがたいことにかんがみ、周辺対策事業のひとつとして、C浄化センターの建設工事によりB河川に汚濁水が流入することを防止するために沈砂池の設置等必要な対策を行うこと、⑮C浄化センターの建設及び操業に起因して風評被害を受けるおそれがあることにかんがみ、⑦記載の風評被害対策事業のほか、必要な風評被害対策を行うこと。				
72	和歌山県 平成19年(調) 第1号事件	申請人は、被申請人の作業場から発生する悪臭、振動、騒音等に悩まされ続けている。また、鉄骨等を取り扱う作業時に発生する著しい振動及び騒音により申請人家屋の屋根瓦のずれ、床のがたつき等の被害や肉体的精神的な苦痛を常に受けている。さらに、申請人自ら被申請人に当該苦情を訴えても何ら改善措置をせず、被申請人は事業者としての責務を放棄している。よって、被申請人は、①鉄骨等の溶接時及び塗料を塗るときに発生する臭気を防止すること、②鉄骨等の溶接及び切断時に発生する微細な鉄粉による粉じん飛散防止のため、申請人側の作業場の隙間を完全に塞ぎ、申請人に対して生活環境上影響を与えない防止措置を講ずること、③作業場内に耐震マット、防音シート等の必要な防止措置を講ずること。	19.3.6	19.4.18	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
73	岡山県 平成19年(調) 第1号事件	菓子等を製造及び販売する被申請人会社の工場から発生する騒音・振動により、申請人は偏頭痛等の健康被害を受けている。よって、被申請人は、①申請人に対し損害賠償を行うこと、②午後8時から午前7時までの間、工場施設を稼動して操業しないこと、③被申請人工場から発生する騒音・振動を防止するため、申請人居宅と被申請人工場の隣接面及び必要な範囲の周辺の壁に防音装置を施すこと、④申請人居宅と被申請人工場の隣接面の壁面に備え付けてある大型冷蔵庫、窯等の工場施設を右壁面から隔離又は移転すること。	19.3.1			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
74	岡山県 平成 19 年(調) 第2号事件	申請人らが居住する団地は、被申請人A株式会社がB市の開発許可により、造成・販売したものであり、申請人らは住居の地中に埋設された産業廃棄物等から発生すると考えられるガスによる耐えきれない悪臭、土壤汚染による植栽の立ち枯れ、家庭菜園の中止等の被害を受けている。よって、被申請人らは、①少なくとも 100 m ² に一箇所ごとのボーリング調査等を行い、有害汚染物質の特定を行うとともに、その濃度レベルを提示すること、②各戸の地中に埋設されている産業廃棄物や有害汚染物質の除去工事を行うこと、③各戸から周辺地域に流出拡散する、又は拡散するおそれのある有害汚染物質の拡散防止策を講ずること、④産業廃棄物によって生じた周辺地域の土壤汚染について環境基準を超えないレベルまで浄化すること、⑤申請人ら各自に対し、生活被害及び精神的苦痛等に係る相当額の慰謝料を支払うこと、⑥移転を余儀なくされる申請人ら各自に対し、相当額の移転補償費を支払うこと。	19. 7. 10	19. 10. 23	調停打ち切り	調停委員会は、鋭意手続を進めようとした。しかし、申請人らは、調停委員会を通さずに、被申請人らに対し、調停申請書には記載のなかった事項（申請人への金員の支払い）を別途請求したことから、調停委員会は、価額に応じた申請手数料を納付するように求めたが、申請人らは、これに応じなかつことなどから、調停を打ち切り、本件は終結した。
75	広島県 平成 17 年(調) 第2号事件	被申請人らが行っている採石事業により、砂じん、騒音、振動等により生活上の被害及び健康被害を受けている。また、現在計画中の採石事業が開始された場合、採石事業により発生する騒音及び砂じんによる被害は極めて甚大なものとなることが予想される。よって、(1)被申請人A、B、C及びDは、①直ちに採石場からの砂じん飛散、発破時の騒音及び振動並びに降雨時の海への汚濁水流出等への防止措置をとること、②被申請人Dは、申請人所有の私道上に無断でおいた鉄板を除去し、破損した申請人らの所有又は共有の私道を修復すること、③早期に採石事業を中止し、採石場跡を緑化すること、④申請人らに連帯して、損害賠償金を支払うこと、(2)被申請人Eは、現在計画中のG居住等地区近隣での採石事業を中止すること、(3)被申請人Fは、①大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく施設使用の一時停止命令を出すこと、②現在採石中の土地における岩石採取計画の認可更新を行わないこと、③現在計画中の土地における岩石採取計画の認可を行わないこと等。	17. 9. 22 20. 3. 7	19. 12. 4	一部調停申請取下げ 調停打ち切り	調停委員会は、現地調査、11回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。なお、申請人らは、被申請人らのうち、A株式会社に対する請求については、都合により申請を取り下げた。
76	広島県 平成 19 年(調) 第1号事件	申請人は工場近くに居住する者で、被申請人は自動車部品工場を営んでいる。この工場から発生する騒音により申請人は睡眠障害となり平穏な生活が阻害されている。よって、被申請人は、申請人に対し、夜間の騒音低減に係る対策を講ずること。	19. 10. 16			
77	徳島県 平成 19 年(調) 第1号事件	申請人らが安定型最終処分場を調査した結果、廃棄物量が届出された計画量を超えており、安定型最終処分場では禁止されている焼却灰等が確認された。また、申請人らが処分場周辺の底質及び水質を調査した結果、有害金属類等が国内未汚染土壤や自然界値と比較して高濃度であることが確認された。このことから、このまま放置すると、土壤汚染、水	19. 11. 8			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		質汚濁等により周辺環境に重大な支障が生じるおそれがある。よって、被申請人らは、共同して、①同処分場において、20m間隔で基盤目状に基岩に達するまでボーリングを行い、産業廃棄物の埋立て状況並びにダイオキシン類の汚染、重金属類による汚染及びその外の有害化学物質による汚染について調査すること、②前記ボーリング調査の結果に基づき、処分場に存在する許可された産業廃棄物以外の産業廃棄物を撤去すること。				
78	高知県 平成18年(調) 第1号事件	被申請人工場から発生する騒音及び臭気によるストレスからの血圧上昇、動悸、息切れ、睡眠不足等の被害を受けている。よって、被申請人は、①印刷工場に防音装置を設置すること、②フォークリフト機走行に伴う音を低減させること、③印刷工場からの臭気を抑制すること。	18.11.16	19.5.2	調停打ち切り	調停委員会は、現地調査、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
79	福岡県 平成18年(調) 第1号事件	被申請人らが行った連続立体交差事業で設置された高架鉄道の運行により、申請人らに耐え難い鉄道騒音・振動被害を発生させ、会話ができない、電話の音が聞こえない、睡眠を妨害される等の生活及び健康被害を受けている。また、高架鉄道が運行する結果、車両の客車から申請人らの居住する部屋が見通せることとなり、申請人らは常時プライバシー侵害にさらされており、被害は極めて深刻である。よって、被申請人らは、①連続立体交差事業により設置された高架鉄道の運行によって発生する鉄道騒音・振動を低減すること、②①の措置を探らない場合、申請人らが区分所有権を有するマンションの各区分所有権を買い取ること。	18.3.31	19.7.26	調停打ち切り	調停委員会は、現地調査、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
80	福岡県 平成18年(調) 第2号事件 (平成18年(調)第1号事件への参加申立て)	福岡県平成18年(調)第1号事件と同じ。	18.4.14	19.7.26	調停打ち切り	福岡県平成18年(調)第1号事件と同じ。
81	福岡県 平成18年(調) 第3号事件	被申請人が夜間から早朝にかけて発生させている断続的な作業騒音、荷物の積込み等の騒音、トラックのエンジン音等により睡眠妨害及び精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①会社建物の床、壁、窓、天井、出入口等に具体的な防音設備を講ずること、②パレット、台車、ガスバーナー、水槽等の道具類や設備を使用する際、具体的に騒音が出ないように工夫すること、③作業方法において具体的に騒音が出ないようなマニュアルを作成し、会社建物及び周辺道路で行う作業から発生する騒音を環境省の規定する環境基準以下に低減すること、④即日にドアや蝶番を取り替えるなどして、具体的に境界線付近にあるトイレに通じる2つのドアの開閉時に発生する騒音を環境省の規定する環境基準以下に低減すること、⑤即日に申請人宅の周辺道路での被申請人会社の車両及び関連会社の車両による違法駐車及びエンジンの掛けっぱなしを止めさせること、⑥申請人宅内を見通せ	18.11.9	19.10.15	調停成立	調停委員会は、現地調査、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、同社が経営する工場が申請人の住居に隣接しているのにかんがみ、工場内の作業や商品配送のため来訪するトラックからの積み下ろし作業に伴う騒音の発生を抑制するため、被申請人は、以下のことをを行う。①トラックを別紙(略)図面の斜線部分(以下、「駐車禁止区域」という。)に駐車しない。商品配送のため来訪したトラックについても駐車禁止区域に駐車しないよう指導する、②夜間や早朝における商品配送トラックからの荷物等の積み下ろし

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		る窓（2箇所）及びトイレ通路に目隠しを付けること、⑦夜間～早朝（午後8時～午前8時）の時間帯の作業は行わないこと（事務など騒音にならない作業は除く）、⑧土、日及び祝日の作業は行わないこと（事務など騒音にならない作業は除く）、⑨違法な増築部分の除去を行うこと。				作業に伴って発生する騒音によって周辺住民の安眠を妨げないよう、作業方法について運送業者に対し協力を要請する、③工場内の作業について騒音防止に努める。特に作業開始時間午前5時から午前7時までは、周辺住民の安眠を妨げないよう特段の注意を払う、④ トラックの駐車場所、トラックからの荷物等の積み下ろし作業、工場内での作業、作業開始時間に関し、別紙(略)のマニュアルを被申請人の従業員や配送トラックの運転手に交付して、マニュアルに記載された事項を遵守するよう指導・教育を行う、⑤できるだけ早期に本件工場全体を他の地域へ移転するよう努力する。それができない場合は、騒音防止のため、本件工場の西隣に位置する別紙図面(略)中のABCDAを直線で囲んだ場所に工場を増築し、工場内の作業を増築部分に移すものとする、(2)申請人は、被申請人が申請人の要望を受けて、工場から発生する騒音を抑制するため、工場内の出入口の各ドアにゴム製の防音装置を設置したこと、工場内のガスバーナー及び水槽を西側に移設したこと、プライバシー保護の観点から従業員に1階のトイレの使用を禁止したことを確認した、(3)今後、被申請人の工場内の作業及び配送トラックからの荷物等の積み下ろし作業に伴う騒音等の問題が発生した場合は、申請人と被申請人は、お互いに誠意をもって対応することを約する、(4)申請人は、本件申請に係るその余の請求を撤回すること等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
82	福岡県 平成19年(調) 第1号事件	被申請人らが工場敷地内で吹き付け塗装を繰り返し行うことにより、申請人ら工場敷地内に塗装ミストが飛来し、申請人工場所有の車両に付着している。また、吹き付け塗装により発生する悪臭(シンナー臭)が申請人工場の敷地内に蔓延するため、従業員が頭痛を訴え	19.12.21			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		るなどの被害を受けている。よって、被申請人らは、①工場敷地内の空き地における吹き付け塗装を禁止すること、又は塗装ミストの飛来防止及びシンナー臭の蔓延防止措置をとること、②申請人ら所有の車両に付着した塗料の除去費用として、申請人らに対し金員を支払うこと。				
83	長崎県 平成 19 年(調) 第 1 号事件	申請人は、住所地で養魚場（陸上養殖）を長年営んできた。防波堤の建設工事が始まるまで養魚等がへい死することはなかったが、防波堤が建設されて以来、水質汚濁（海水の濁り）、低塩分化により養魚等に被害が発生している。よって、被申請人らは、申請人に対し、①金員及び調停申請受付日の翌日から支払済みに至るまで年 5 分の割合による金員を支払うこと、②海水が汚染されるおそれのない地点から申請人の養魚場まで取水管を設置すること。	19. 8. 30	19. 12. 20	調停打ち切り	調停委員会は、2 回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
84	熊本県 平成 19 年(調) 第 1 号事件	被申請人が不定期的に行った長年の道路工事に伴う振動による被害のため、申請人家屋が倒壊する危険が生じていることから、申請人家屋の壁面ひび割れ及び土台のゆるみ等が生じ、当該家屋を建て替える必要がある。よって、被申請人は、申請人家屋の建て替え費用、現在までに費やした修理費及び慰謝料を支払うこと。	19. 4. 19	19. 8. 21	調停打ち切り	調停委員会は、現地調査、2 回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
85	熊本県 平成 20 年(調) 第 1 号事件	申請人は、被申請人設置の空調用室外機等から発生する騒音により、頭痛、めまい感等の身体症状及びうつ病症状等の被害を受け、病院での治療を要している。また、当該症状悪化のため、申請人は、自宅に住むことを諦めざるを得なくなり、現在、申請人は、別の場所にアパートを借りて住むことを余儀なくされている。よって、被申請人は、①防音壁などを設置するなどして、空調機用室外機等からの騒音を低減すること、②騒音により申請人が負担した相当額の金銭を支払うこと。	20. 2. 13			
86	沖縄県 平成 18 年(調) 第 1 号事件	被申請人が経営するホテルの西側排気口から発生する騒音及び悪臭、ホテルに入りする清掃車、観光バス等から発生する騒音、ホテル従業員の話し声による騒音等により生活被害を受けている。また、ホテルに入りする観光バスから申請人ら宅が見通せるため、プライバシーが侵害されている。さらに、ホテルが建設されたことに伴って発生した強いビル風及び日照障害の被害を受けている。よって、被申請人は、①被申請人が経営するホテル西側の排気口から発生する騒音及び悪臭の防止策を講ずること、②清掃車の騒音及びごみの悪臭を無くすこと、③ホテルに入りする観光バス及び清掃車からの排気ガス及び騒音を無くすこと、④ホテルに入りする観光バスの乗客から申請人ら宅が見通され、プライバシーが侵害されていることから、これを防止すること、⑤深夜におけるホテル従業員の話し声等を防止すること、⑥ホテルが建設されたことに伴って発生した強いビル風及び日照障害を軽減するための適切な措置を講ずること。	18. 12. 21			